

第8回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和6年2月28日(水) 14時30分
第8回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した
2. 開会 令和6年2月28日(水) 14時24分
3. 閉会 令和6年2月28日(水) 15時07分

4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	13 番 東城	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 3番—市村委員

6. 議事録署名委員 1番—石井委員 2番—尾崎委員

7. 付議議件
- 議案第34号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第8回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員3番一市村委員です。</p> <p>出席委員は16名中15名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第8回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、1番一石井委員、2番一尾崎委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第34号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求めます。</p> <p>番号1、関係の土地については、字朱円2筆、地目畑、合計面積は 24,785 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成30年4月1日から令和10年3月31日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月1日となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字朱円3筆、地目畑、合計面積は 19,260 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年8月27日から令和7年8月26日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月1日となっております。</p> <p>番号3、関係の土地については、字三井他10筆、地目畑、合計面積は 158,518 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成26年12月22日から令和6年12月25日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年1月22日となっております。</p> <p>番号4、関係の土地については、字川上3筆、地目畑、合計面積は 44,634 m²、利用権の種類は利用配分計画の賃貸借、契約期間は平成27年12月25日から令和7年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月14日となっております。</p> <p>番号5、関係の土地については、字川上3筆、地目畑、合計面積は 44,634 m²、利用権の種類は利用配分計画の賃貸借、契約期間は平成27年10月27日から令和7年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月14日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>

議長

それでは決定とします。

日程3、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。

区分1、関係の土地については字越川2筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は49,575 m²、所有の内を自作しないため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分2、関係の土地については字三井他10筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は158,518 m²、申請の理由は後継者に譲渡したい、譲受人が後継者として譲り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分3、関係の土地については字川上3筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は21,500 m²、申請の理由は自己利用が困難であることから賃借権の設定をしたい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分4、関係の土地については字川上3筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は21,500 m²、申請の理由は自己利用が困難であることから賃借権の設定をしたい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分5、関係の土地については字大栄1筆、公募・現況地目記載のとおり、面積は25,955 m²、申請の理由は営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分6、関係の土地については字以久科南5筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は28,589.76 m²、申請の理由は経営規模縮小のため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分7、関係の土地については字以久科北5筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は50,241.95 m²、申請の理由は農業経営縮小のため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分8、関係の土地については字豊倉他8筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は160,333 m²、申請の理由は農業経営縮小のため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分9、関係の土地については字以久科南14筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は49,286.48 m²、申請の理由は農業をしないので貸付したい、借人が経営規模

	<p>拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分10、関係の土地については字朱円2筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は24,785 m²、申請の理由は農業をしないので貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分11、関係の土地については字朱円3筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は19,260 m²、申請の理由は経営規模縮小のため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分12、関係の土地については字豊倉1筆、公募・現況地目記載のとおり、面積は17,526 m²、申請の理由は経営規模縮小のため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分13、関係の土地については字豊倉5筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は72,046 m²、申請の理由は経営規模縮小のため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分14、関係の土地については字朱円西1筆、公募・現況地目記載のとおり、面積は6,764 m²、申請の理由は農業をしないので貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について8～9頁に記載となっております。</p> <p>現地調査について区分1～2は2月21日(水)波多野委員、小口委員、星委員、区分3～5は2月22日(木)武正委員、舟窪委員、中島委員、区分6～8は2月21日(水)菅野委員、市村委員、波多野委員、区分9は2月21日(水)市村委員、菅野委員、波多野委員、区分10～11は2月26日(月)石井委員、泉委員、菱川委員、区分12～13は2月21日(水)市村委員、菅野委員、波多野委員、区分14は尾崎委員、泉委員、菱川委員で行っております。</p> <p>別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分1～2の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1～2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	<p>区分1～2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分3～5の現地確認委員武正委員どうでしたか</p>
武正委員	問題ありません。
議長	区分3～5を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分3～5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分6～8の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。</p>
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分6～8について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分6～8について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分9の現地確認委員菅野委員どうでしたか。</p>
菅野委員	問題ありません。
議長	区分9を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分9について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分10～11の現地確認委員、石井委員どうでしたか。</p>
石井委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分10～11について決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	区分10～11について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分12～13の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分12～13について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分12～13について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分14の現地確認委員、尾崎委員どうでしたか。
尾崎委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分14について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分14について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで一旦総会を休憩とし協議事項1番の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き日程4、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字豊倉1筆、公簿地目畑、面積は 1,176 m ² 、申請の理由は農業用施設の建設(追認)、農家住宅・太陽光発電施設の建設(追認)、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分1の位置図については同頁記載のとおり、現地確認は2月27日(火)星委員、菅野委員、市村委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	区分1 現地確認委員、星委員どうでしたか。

星委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程5、議案32号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字来運1筆、地目畑、面積は 27,562 m²、申請の理由は所有地を自作しないため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のためとなっております。価格は 4,568 千円、10aあたり 165 千円となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字三井3筆、地目畑、合計面積は 32,941 m²、申請の理由は所有地を自作しないため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のためとなっております。価格は 3,887 千円、10aあたり 117 千円となっております。</p> <p>位置図については同頁記載となっております。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(1)所有権の移転関係番号1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>つづいて(2)利用権の設定関係について、説明願います。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字三井3筆、地目畑、合計面積は 44,827 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払い方法は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字三井1筆、地目畑、面積は 31,296 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、借賃、支払い方法は記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図については同頁記載となっております。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。以上です。</p>

議長	(2)利用権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程6その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第8回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年2月28日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 石井 孝幸

議事録署名委員 尾崎 知子